

教会「改革」から宗教「改革」へ ― 盛期・後期中世における教皇権

ゲオルク・シュトラック  
訳 菊地重仁

「カトリック教会の首長の職務と制度」を意味する「教皇権／教皇制度 (Papsttum)」という概念が該当する範囲は、聖俗両面にわたっている<sup>①</sup>。教皇権のよってたつところは聖書である。『マタイによる福音書』一六章一八一―一九節によれば、ペテロとはまずその上に教会が建てられている岩である。さらに彼はつなぎ解く力の持ち主であり、その決定は現世と来世のいずれにおいても効力を持つものとされる。教皇とはこのペテロの後継者である。教皇権の歴史的起源は後期古代まで遡る。しかし教皇権は一一世紀になってさらに獲得するにいたった格別なる政治的意義のために、まずはヨーロッパ史の、次いでグローバルヒストリーの一角を占める重要な要素となったのである。教皇権

のこの立ち位置は一六世紀に宗教改革によって揺るがされた。この二つの画期に跨っているのが、以下で詳論する盛期・後期中世という時代である。

しかしたった一本の論文という枠組みでこのテーマについて包括的な分析を行うことは不可能である。より詳細に知りたければ構造史と人物史を非常にうまく接合させているクラウス・ヘルバースの最新のモノグラフを参照してほしい<sup>②</sup>。ベルンハルト・シンメルプフェニヒの幾分古くなった研究に対して本書が持つメリットは、全ての叙述に広範な脚注の裏付けがあることである<sup>③</sup>。それでもなおシンメルプフェニヒの著作はジェフリー・バラクロウやヴァルター・

教会「改革」から宗教「改革」へ（シュトラック）

ウルマンのものと同様、古典として一読の価値がある。<sup>①</sup>同じく出版年は古いものの、フランツ・X・ゼツペルトの叙述はかなり包括的であり、人物史的傾向の極端に強いドイツ語圏における教皇研究の長い伝統を受け継いでいる。<sup>②</sup>この伝統は周知の通りレオポルト・フォン・ランケの重要な著作をもって始まった。<sup>③</sup>しかし同書の叙述はレオ一〇世期の宗教改革以降に限られていた。<sup>④</sup>ランケのプロテスタント的観点からの叙述に対して、断固たるカトリックの見地に立つルートヴィヒ・フォン・パストールはただちにはるかに大規模な計画に着手した。<sup>⑤</sup>そこに一方的な党派性は認めざるを得ないものの、史料に即した叙述であるために彼の著作は依然として基本文献であり、また一五世紀初頭のマルティヌス五世の在位から説き起こしているため、中世研究にとって非常に重要でもある。<sup>⑥</sup>これらの書物と同様に教皇を在位順に記述する、イタリヤで出版された『教皇事典』も、おおよその項目を権威ある専門家が詳述しており、豊富なビブリオグラフィも備えているために、参照に値するだろう。<sup>⑦</sup>以上と比べればはつきりと構造史の特徴を備えているのがフベルト・イエディンの教会史である。<sup>⑧</sup>細部はすでに乗り越えられているものの、依然としてこのテーマへの入り口として優れている。<sup>⑨</sup>以上の文献に加えて最近のハンドブック、とりわけ『新版ケンブリッジ中世史』に収録

された諸論考を言い添えておく必要があるだろう。<sup>⑩</sup>

すでに述べたように、本稿は、こうした包括的叙述と競合すべくもないものである。一一世紀から一六世紀初頭に至るまでの教皇権の発展をめぐるエッセイ風の概観であり、局所的にハイライトを当てて近年の研究動向を紹介するものに過ぎない。その際、教皇権の歴史と不可分の特異な概念、すなわち「改革」概念に焦点を当てようと思う。「改革」概念そのもの、同時代人たちによるその用例ならびに研究者たちによる解釈についてはすでに多くのことが語られてきた。ここでは、一一世紀において「改革する／レフォルマーレ (reformare)」や「改革／レフォルマティオー (reformatio)」といった概念は、史料で確認されるかぎり比較的副次的な役割しか果たしていないということのみを念頭に置いておこう。<sup>⑪</sup>それに対して研究史上「改革 (Reform)」という術語は、「宗教改革 (Reformation)」とは区別されてかなりの議論が積み重ねられて来たのである。<sup>⑫</sup>

しかし本稿では概念史的な諸問題に立ち入ることはしない。この点は別個の論考において論じられるべきであろう。叙述の中心となるのはむしろこの言葉の現代的な意味における具体的な「諸改革」、すなわち教皇権を起点とする改

善のための様々な措置である。まず論じられるのは、本質的に一連の教皇が担うことになった盛期中世の教会改革である。そのため「改革教皇」の時代、あるいはこの時期の最も重要な教皇にちなんで「グレゴリウス改革」と名付けられることもある。一二世紀以降は教皇権および教皇庁の改革が外部からより強く求められるようになる。これは教皇にとつて長期プロジェクトになり、個々様々な成果が上げられた。しかしながら大規模な「改革」が行われることはなく、一五・一六世紀のルネサンス期教皇権の下でも達成されることはなかった。教皇権はついに宗教改革の勃発と宗派化の進展という事態に直面し、この過程でカトリックとプロテスタントという宗派の方向づけがさらに分化することになる<sup>13)</sup>。

概念上の問題に関する以上の簡略な説明を踏まえた上で、盛期中世の教皇権へと立ち戻りたい。すなわちおよそ一〇五〇年から一一二〇年にかけての時期のものとされる、いわゆる「改革教皇権」である。一一世紀最初の数十年間、改革教皇権はローマ・ドイツ国王ないし皇帝と密接に結びついていた。この点においてとくに重要なのはレオ九世であり、盛期・後期中世の教皇権全般を特徴づける数多くの発展は彼とともに始まる<sup>14)</sup>。この教皇の周囲から話を

始めるならば、ここで「教皇庁／クローリア」の萌芽、すなわち教皇による統治の制度化と中央集権化の萌芽を見出すことができる<sup>15)</sup>。とくに重要であるのは、教皇の文書局における革新である。従来文書が必要とされるほとんどの場合に利用されていたパピルスに、保存性と耐久性という点ではるかに優れた獣皮紙が完全に取って代わったことにより、教皇文書が伝来する可能性が著しく上昇した<sup>16)</sup>。

しかしレオ九世の在位中には、中心地ローマだけではなく全教会でも重視すべき様々な革新が試みられた。レオ九世は新たなかたちの指導権を要求し、教会改革のために開催された多くの教会会議でこれを表明した。このテーマに関して最近刊行されたものうち、ポジティブに評価すべきはデトレフ・ヤスパーによる史料校訂である。他方グレッツサーのモノグラフには多くの誤りが見られるため、参照指しも控えめなかつた<sup>17)</sup>。いずれにせよレオ九世はすでにシモニア——すなわち厳格な意味において、物質的な反対給付と引き換えに行なわれるあらゆる類いの叙階や聖職の授与を指す概念——への反対を表明していた。彼は更に聖職者の婚姻に対しても、依然として穩健なものではあったとはいえ、対決の姿勢を打ち出していた。これ以前から教会法の一部となっていた、司祭及び修道士が守るべき独身と貞潔、すなわちカエリバトウス (*caelibatus*)

は、一一世紀になってようやく一段と強く求められるようになり、様々な抵抗にもかかわらず貫徹されたのである。<sup>19)</sup>すでに述べたように、レオ九世は彼のような改革において世俗権力と対立することは決してなかった。それどころか彼は皇帝ハインリヒ三世の指名で教皇に選出されていたのである。この「王権／レグナム (regnum)」と「教権／サケルドティウム (sacerdotium)」との協働には初期中世以来の長い伝統が確認される。この協働が動揺するのはレオの後継者グレゴリウス七世の時代になってからである。グレゴリウス七世については長年にわたる膨大な研究の伝統があるが、これは長い間ドイツの歴史家たち、とりわけルドルフ・シーファアの研究による影響が強かった。<sup>20)</sup>しかし最新の重要な伝記研究は英語圏の研究者によって公刊されている。<sup>21)</sup>この教皇を理解するための最重要の史料として多くの場合引き合いに出されるのがいわゆる「教皇訓令書／ディクタートゥス・パパエ (Dictatus papae)」である。<sup>22)</sup>一〇七五年三月に執筆されたこのテクストの執筆意図については依然として議論がなされている。ここで「訓令書」を詳論することはできないが、教皇の立場に関わる著名な条項に触れておきたい。<sup>23)</sup>おそらくは「コンスタンティヌスの寄進」にならいつつ<sup>24)</sup>、そこでは、教皇には「彼のみが皇帝の支配権標を用い得るということ」が認められている。

さらに教皇には「皇帝を廃位すること」が許されているとされる。その一方で彼は「何人によっても裁かれてはならない」のであった。注意しなくてはならないのは、不謬性を備えているものだとグレゴリウス七世が主張したのは彼自身ではなく「全体としての教会」だったということである。「教皇訓令書」に書かれているのは次のことだけである。「二二項。ローマ教会は未だ誤謬に陥ったことはなく、聖書に従えば、将来にわたって誤謬に陥ることはないということ。」

多くの研究者たちにとってみれば、このような教皇権の新しい自意識によって、多かれ少なかれ必然的に皇帝権との対立が生じたに違いなかった。こうしていわゆる「叙任権闘争」が取り沙汰されるわけであるが、その際に問題になっていたのは「叙任」、すなわち聖職者を職務に任命することだけではなかった。この時にいたるまで、俗人による聖職者の聖職への任命もまた通例になっており、その際に指輪と杖という霊的象徴が用いられていたのである。教皇グレゴリウス七世とその支持者がとりわけ反対したのは国王による司教・修道院長叙任行為であったが、これも一〇七八／八〇年になってからのことであった。ルドルフ・シーファアが示したように、当初肝要だったのは聖俗両権

力の間の別種の諸問題だったのである。<sup>(25)</sup> カノッサにおいてこの対立は劇的な形で頂点に達したが、諸々の出来事いかに解釈すべきか、近年になって再び激しい議論が繰り広げられた。<sup>(26)</sup> ローマ・ドイツイツ王は教皇の前に贖罪者として姿を現したが、グレゴリウスの勝利は長く続かなかったのである。その後間もなく、長期にわたり幾度も起こったシスマ（教会分裂）の一つへと陥ったが、これらのシスマは近年より一層研究者たちの視線を引きつけている。<sup>(27)</sup> ローマでは対立教皇クレメンス三世が長期にわたって優位を保ち、グレゴリウス七世は亡命の地で死去した。しかしそれでもルドルフ・シーファーが確認したとおり、「彼の教皇在位期の影響力は途轍もないものであった」というのも彼の様々な行動は、同時代人のもとですでに大いに反発を招いたものの、「様々な霊的な発展を促したのであり、その結果、それらは元々の提唱者個人を遥かに超えたところにも達した」からである。<sup>(28)</sup> 非常に具体的な革新もまたグレゴリウス七世の時代以降に認められる。まずは再度教皇庁に目を向けるならば、文書局が発給するのははや発給請願に応える形での書簡だけではなくたということが目にとまる。グレゴリウスの書簡登記簿にはむしろ、教皇が世界中のあらゆる諸侯に宛てて自発的に送った文書が多数見出だされるのである。再度ルドルフ・シーファーに

ならいつつ、ここに新たな職務理解を見出だすこともできるだろう。<sup>(29)</sup> しかし中世を通じてみれば、教皇による書簡ないし文書の発給は誰かに請願されたときに限られるのが通例であった。全教会の長が自発的にしたためた文書はどちらかというとき稀であり、たいていは教導職ないし教会政治に関わる中心的な主題が問題となったときだけであった。

グレゴリウス七世の後継者らは以前にもまして融和を求めるようになった。例えばウルバヌス二世は改革教皇というよりも十字軍教皇として研究者から認識されている。しかし最近完結したアルフォンス・ベッカーの記念碑的な伝記研究は、この点において全く異なった重点の置き方をしている。これはすなわちこの研究がウルバヌスの活動を従来の研究よりも適切に評価しているということでもある。<sup>(30)</sup> ある意味十字軍でさえ「改革」というテーマの中に包摂して考えることができるのだ。第一に、彼が目指したのは結局のところ東方におけるキリスト教徒の境遇の改善であった。第二に、十字軍の組織のために数多くの方策が創始されたが、十字軍税から贖宥にいたるまで、これらは疑いなく諸々の「改革」だったのである。

一二世紀の初頭になると、教皇権はローマ・ドイツイツ王権に対してより一層守勢に立たされることになり、叙任権問題をめぐってさらに論争が繰り広げられた。皇帝ハイン

リヒ五世によって捕えられたパスカリス二世は、教会会議の場で繰り返し自身の行動を正当化しなくてはならなかった。近年イタリア人研究者カントレッツラは一連の著作においてこの弱体な教皇というイメージを修正しようとして試みたが、成功したとは言い難い<sup>⑭</sup>。教皇と皇帝の間の紛争は一一二二年、ウルバヌスの後継者カリクストゥス二世の下で、近年再度活発な議論の対象となった『ヴォルムス協約』において解決された<sup>⑮</sup>。この教皇については二冊もの伝記研究がある。しかしメアリー・ストロールによる新しい伝記は、大部分において先行するペアーテ・シリングの研究を、適切な参照指示をすることもなく英語に翻訳しただけのものであり、このことは正当にも批判されている<sup>⑯</sup>。改革に関わるテーマを議論する場として重要だったのは依然として教会会議であった。これに関連して、第一回ラテラン公会議はヴォルムス協約を承認しただけに留まらない<sup>⑰</sup>。その他の決議文は、シモニアや俗人による教会関連事項への介入、聖職者独身制や十字軍といった典型的な改革テーマに関わっているのである。

いわゆる「叙任権闘争」だけではなく、「改革教皇」の時代もまたカリクストゥス二世とともに終わりを迎えた。しかしながら「改革」は依然として重要なテーマであり続

け、教会の頂点における争いもまた継続したのであった。長期にわたる複数のシスマが一二世紀の教皇史を、さらにはその研究をも特徴づけている。インノケンティウス二世については基本的にアナクレトゥス二世とのシスマを視野に入れた研究しかないのである。この点でメアリー・ストロールの諸論考は根本的に新しい洞察をもたらしている<sup>⑱</sup>。この教皇は一一三九年に自身の権威を認めさせることに成功し、第二回ラテラン公会議では先例のない規模で多くの改革決議を行った<sup>⑲</sup>。教皇宮廷内部では分離独立の傾向が進み、教皇庁は以前にも増して頻繁に法的係争における判断を仰がれる存在となり、文書局は前代までよりも多くの文書を作成するようになった。これにともなって教皇庁の収入は増大するいっぽうで、ただちにこの点を批判する同時代の人々もあらわれた。シトー会の重要な修道院長クレルヴォーのベルナルは、教皇エウゲニウス三世に献じた『熟慮について』(De Consideratione)と題される勸告書において、教皇庁批判を理想的な教皇についての説明と組み合わせている<sup>⑳</sup>。ベルナルはエウゲニウス三世と非常に近い人物であった。ともにシトー会に所属していたのである。この事実は、教皇の極めて身近なところで教皇庁改革を求める声が大きくなっていったということを示している。エウゲニウス三世は「改革」というテーマを全教会のレベルに

おいても追求した。とりわけ彼の十字軍への関与があらためて強調されるべきである。第二回十字軍に先立ち、彼の文書局は伝来する中で最古の十字軍大勅書「クアントウム・プラエデケッソーレス (Quantum praedecessores)」を起草したのである。<sup>(38)</sup>

一二世紀後半における教皇権の歴史にとりわけ大きな影響を与えたのはアレクサンデル三世である。彼はフリードリヒ・バルバロッサの支持を受けた四人の対立教皇に立ち向かいつつ「生き残った」のであり、それゆえ彼の治世に関する最新の大部の論集が独特の「生存術」に言及しているのも、故なきことではない。<sup>(39)</sup> 彼とドイツの君主との関係については、早逝した教皇研究者ヨハンネス・ラウダーゲがすでに教授資格取得論文の中で専らこれに取り組んでおり、このシスマとイタリアにおけるその認識についても、近年刊行されたモノグラフによって検討対象とされている。<sup>(40)</sup>

アレクサンデル三世が重要な諸改革を行ったのは一七九九年の第三回ラテラン公会議においてのことであった。<sup>(41)</sup> これらのうちでも特に、将来的に教皇は枢機卿たちの三分の二以上の同意をもって選出されなくてはならないという規定があり、これは若干の修正をともないつつも、いまだ有効なものである。この会議の決議は全体として、新

たな体系的な法集成の基盤となったのであり、同時に「教皇令に基づく立法」の基盤にもなった。しかしアレクサンデル三世自身がこの時代の教会法学者に数えられるのか否かという点については、研究者たちの間で意見が分かれている。<sup>(42)</sup> シスマという形で挑戦に幾度も直面していたため、この教皇が十字軍に関与した度合いは低いが、しかしそれでもフリードリヒ一世指揮下の聖地派遣軍を支持していた。<sup>(43)</sup> もっともこれは皇帝の早逝によって頓挫してしまっただが。

教皇庁改革や教会改革と並んで十字軍は一三世紀の教皇たちにとっても依然として重要なプロジェクトであり続けた。<sup>(44)</sup> 最初のクライマックスを迎えたのはインノケンティウス三世の教皇在位期である。彼については長年特に多くの議論が積み重ねられてきた。直近一五年だけを見ても、彼を題材とした複数の論集と一冊の伝記研究が刊行されている。<sup>(45)</sup> 特に強調すべきは彼の在位期間における政治的状況が好条件にあったということである。前任者たちとは異なり、彼は対立教皇や敵意を持った皇帝たちに直面することがなく、むしろ一二〇〇年頃にシユタウフエン家とヴェルフェン家との間で皇帝権を巡る争いがおこった際にはそこうまく介入することができたのである。彼の在位期には、と

教会「改革」から宗教「改革」へ（シユトラック）

りわけ法的問題に関する解決・決着のための審議機関として教皇庁の意義が増大した。個々の事案に関する決定は「教皇令」として集成され、一冊の教会法令集が編まれた（『第三集成（*Compilatio III*）』）。

インノケンティウス三世による改革措置のうちのいくつかは続く数世紀における教皇庁統治機構にとって影響力の大きいものだったため、本節で立ち入った検討を加えたい。まずは「保争文書聴取所（*Audientia litterarum contradiactorum*）」の設立である。教皇庁において審査することができたのは、請願者あるいは紛争当事者からの問い合わせが形式的に正しく作成されていたか否かという点のみだったという点を考慮に入れておかなくてはならない。正しく書かれており反証材料もなければ、回答書あるいは特権状が発給されたのである。一件の係争において当事者双方が当該案件に関する教皇書簡を求めることができ（そしてしばしばこれらを手入していた）ため、互いに内容の食い違う様々な文書が出回っていた。この状況に対してインノケンティウス三世は、こうした文書間の矛盾を解決するための聴聞機関、すなわち「聴取所」を設立することで対応したのである。赦免の授与を管轄した内赦院（*Poenitentaria*）や聖職禄に関わる案件を管轄した「聖

宮聴取所（*Audientia sacri palatii*）」などの教皇庁部局が初めて史料中に現れるのも彼の在位中のことである。インノケンティウス三世が教皇庁の夏期休暇を導入したということにも言及しないわけにはいかない。一見副次的な細事に思われるこの措置は、「教皇の身体」への新たな配慮だとして文化的に説明できるのである。パラヴィチーニ・バリアーニが明らかにしたように、教皇はただ一つの「身体」しか持たなかつたのであり、そのケアは不可欠だったのである。

制度史的な色合いの強い研究にとつてとりわけ重要なのは文書局の改革である。これによって教皇文書登記簿、すなわち教皇文書と書簡の写しの保管状況が向上した。確かにそのような登記簿はすでに以前から運用されていたが、継続的に保管されるようになるのは一一九八年以降であり、そのため教皇権および教皇庁の研究をまったく新たな史料基盤に基づいて行なうことが可能となるのである。全教会に関わる改革については、一二一五年の第四回ラテラン公会議における決議が決定的なものであった。これには異端の撲滅のほか、新たな修道会の設立を禁止したことも含まれる。後者の措置はインノケンティウス三世がフランススコ会およびドミニコ会を承認した後に行われたものであるが、この二つの修道会は続く時代において教皇権の

重要な支えとなった。第四回ラテラン公会議では再度の十字軍遠征もまた決議されたが、これは重要な軍事的成功をもたらすことはなかった。<sup>52)</sup>しかしこの遠征は初めての全教会規模における課税、すなわち十字軍税の導入と結びついていたのである。

とりわけこの課税のゆえに、十字軍は続く一三世紀の間も重要なプロジェクトとしての位置を保った。偉大な前任者の影に隠れてしまっていたホノリウス三世の在位期における十字軍について、近年複数の論文が刊行された。<sup>53)</sup>十字軍という問題をめぐって教皇ホノリウスと皇帝フリードリヒ二世との間の対立が再燃し、この対立は、皇帝が十字軍誓約を果たさなかったため、グレゴリウス九世の下で激化した。その結果、イタリアにおける支配権をめぐる争いとも相まって、教皇が皇帝を二度にわたって破門するという事態に到ったのである（一二二七年と一二三九年）。しかしグレゴリウス九世の在位期はこの対立関係にのみ還元されるべきではない。この教皇は托鉢修道会の後援者として大きな意味を持っていたということが、最近ドイツおよびイタリアの研究者たちが結集した論集において評価されている。<sup>54)</sup>おそらくアッシジのサン・フランチェスコ大聖堂の建設計画も、この教皇まで遡るものであろう。彼が荒廃した帝国城塞の対面に教会を建設したのはおそらく偶然では

ない。<sup>55)</sup>

彼の後継者であるインノケンティウス四世の下で状況はさらに深刻化した。一二四五年の第一回リヨン公会議においてフリードリヒ二世が公式に廃位されたのである。<sup>56)</sup>しかしグレゴリウス九世とインノケンティウス四世という二人の教皇は重要な立法者でもあった。<sup>57)</sup>グレゴリウスは教皇令を集成させ、一二三四年に諸大学に送っているが、このことを通じて教皇令は教会法として有効なものとなり、『リベル・エクストラ (Liber Extra)』として後に『教会法大全 (Corpus Iuris Canonici)』の一部を構成することとなった。インノケンティウスはグレゴリウス九世の教皇令集への根本的な註釈を施し、一二四五年のリヨン公会議では立法者として立ち現れている。重要な「法学者教皇」としての彼の教皇令もまたのちに教会法の一部となった（『第六書 (リベル・セクストゥス Liber sextus)』）<sup>58)</sup>。

政治的な観点から見ると、一三世紀中葉における教皇権はとりわけイタリアにおけるシュタウフェン家との対立に拘っていた。在位の短い教皇が入れ替わり立ち替わり即位したが、その点にここでは立ち入らない。歴史的視野を広くとった時に重要なのは、南イタリアにおけるアンジュー家の勃興である。彼らは同地で教皇の封臣として支持を受けたのだった。これに関して教皇クレメンズ四世が果たし

た役割を強調しておかなくてはならない。このことはとりわけ同教皇の書簡から読み取ることができるが、この史料は現在ベルリンのマティアス・トゥムザーが編纂を進めている<sup>②③</sup>。イタリアのみならず帝国においても一三世紀後半の政治状況は緊張関係に満ちたものであり、このことは教皇権にも影響を及ぼした<sup>②④</sup>。新たな教皇を選出する際に枢機卿たちがしばしば長期に渡って合意できなかったという事実<sup>②⑤</sup>に、国際的な混乱状況を見て取れる。彼らは対立関係にある国王たちやローマの貴族家門（コロンナ家やオルシーニ家）の利害を代表していたのである。事態は未曾有の長期に及ぶ教皇空位の繰り返しへといたった。なお一二六八年から一二七一年にかけての最長の空位期が、数年前に刊行された模範的な専門論文において徹底的に分析されている<sup>②⑥</sup>。

枢機卿たちは教皇選出の間、以前も度々そうであったように、外部から隔絶された部屋に閉じ込められており、ここから「コンクラーベ」という概念が生じた<sup>②⑦</sup>。ヴィテルボの宮殿で行われたこのとりわけ長いコンクラーベにおいて、彼らは最終的にグレゴリウス一〇世の選出で合意したが、この人物は当時巡礼として聖地に滞在していた。教皇グレゴリウス一〇世はとりわけ十字軍派遣に尽力し、これは第二回リヨン公会議でも議論された。このとき六年間

及ぶ十字軍税があらためて全聖職者に課せられたのである<sup>②⑧</sup>。コンクラーベという手続きが教令「ウビ・ペリクルム（*Ubi periculum*）」において承認されたことにより教皇選出手続が改革されたということもまた、教皇権の歴史にとって重要だった<sup>②⑨</sup>。

再度教皇空位が発生した後、一二九四年に比類のない出来事が起こった。枢機卿たちは通例そうであるように自分たちの中から一人を選ぶことをせず、隠修士モローネのペトルスを選出したのである<sup>③①</sup>。ペトルスは教会法の専門家でもなければ、特に社会的人間関係において恵まれていたわけでもなかった。加えて、すでに八〇歳を超えていた彼が、教皇位に長くは留まっていられないことは目に見えていた。選出に際しては結局のところアンジュー家のカルロ二世の利害が優先されたのである。それゆえケレスティヌス五世はナポリに居を定めたのだが、ほんの数ヶ月後、政治的な策略奸計に疲れきった彼は退位してしまう。これは二〇一二年にベネディクトゥス一六世が退位するまで類例を見るのがなかった事態である。ケレスティヌス五世は教皇庁の根本的な改革を考えはじめていたものの実現できなかつたのである。

こうして事態が経過する中、枢機卿ベネデット・カエ

ターニが重要な役割を果たした。後に彼はボニファティウス八世としてペテロの座に登った。その治世を論じてきたアゴステイノ・パラヴィチーニ・バリアーニの多くの論考に見られる人類学的・文化的なアプローチをとりわけ強調しておかなくてはならない。<sup>66</sup>ただしパラヴィチーニ・バリアーニの伝記的研究においてはボニファティウスの立法者としての業績が十分に評価されていないとの批判が見される。何といってもやはりボニファティウスは熟達した法学者だったのである。実際彼は教会法の分野においても業績をあげており、とりわけ一二九八年の『第六書』を指摘しておこう。ローマのサン・ピエトロ大聖堂のイニシアティブのもと彼は一三〇〇年を最初の聖年と定めたが、この類の諸制度は全ヨーロッパの信者間で教皇権の人気を高めた。<sup>67</sup>今日に至るまでボニファティウス八世はとりわけ一三〇二年の大勅書「ウナム・サンクタム」(Unam Sanctam)によって名を知られている。この文書はフランス国王との対立の過程で成立したものであり、世俗権力に対する教皇の上位を再度強調して成文化した。しかしボニファティウスはこの立場を実践において長く主張し続けることはできなかった。フランス国王はローマの貴族家門コロンナ家と結んで教皇に対峙したのである。彼らの共謀によりボニファティウスはアナーニで捕えられ、後に解放される

ものまもなく彼は死去した。

長期に渡って教皇たちの運命を規定していたのはローマ「ドイツ国王および皇帝たちとの関係であったが、その後、南イタリアのアンジュー家が重要な役割を果たすようになった。一四世紀には教皇権がフランスの影響下に置かれる度合いがますます高まる。教皇の居所がアヴィニョンに移動したのである。<sup>68</sup>ローマからの離脱はすでにクレメンス五世の下で視野に入っていた。彼はフランス国王フィリップ美王と良好な関係にあったのである。アヴィニョンが居所として定着したのは、以前に同地の司教であったヨハネス二世の頃であった。<sup>69</sup>彼は司教宮殿にかなりの改築を施し、そこに住み続けたのである。ペトラルカなどの同時代人たちはこの時期を教会の「バビロン捕囚」とみなしたが、このような評価は、現代の研究によってかなり複雑化された。結局のところアヴィニョンは非常に好都合な位置にあり、この都市はまもなく教皇の所有地となった。このアヴィニョンにおいて初めて教皇は定まった居城を得、教皇庁の様々な「省庁」が常にあるという状況ができあがったのである。

これをもって行政機構整備のための本質的な条件の一つが備わった。この点について研究者たちは長年多くの研究

教会「改革」から宗教「改革」へ(シュトラック)

を積み重ねてきた。まさにヨーロッパにおける「近代国家性の起源」がここに見て取られたのである。ここで詳細に検討することはできないが、このとき司法機関の細分化も進んだということを指摘しておこう。一三三一年以降の史料に現れる新しい教皇庁法廷すなわちロタ(*Rota*)に加え、内赦院に言及しなくてはならない。これは一三三八年に新たに組織され、教会法上の懲戒罰や命令からの赦免はここで与えられていた。文書局においてヨハネス二世は重要な諸改革を行った。彼の治世末期以降、文書登記簿は内容毎に分類されて記録されるようになったのである。従来財務行政を管轄していた教皇官房もまた「教皇庁から(*de curia*)」発する文書、すなわち教皇のイニシアティブで教皇庁から送り出された書簡の登記簿を独自に作成するようになった。すでに言及したように、請願者からの要望に基づいて発給される文書の方が依然として頻繁に作成されていたのではあるが、こうした文書はいまや「リテラエ・コムネース (*litterae communes*)」と呼ばれるようになる。

先行する数世紀における教皇の財務行政は最近になってようやく研究者たちの注目を集めるようになったばかりである。それに対してアヴィニヨン期の教皇権に関して財務行政は重要なテーマの一つであり、とりわけ在パリ・ドイツ歴史研究所のシュテファン・ヴァイスが精力的に取り組

んできた。教皇庁への納税・献金は拡充され細分化された。より多くの聖職禄、すなわち教会職と収入権原に関して、教皇はその差配を自身に留保していた。これらはいまや様態や重要性に応じて階層化されて教皇庁に支払われる献金および租税の源だったのである。しかしこうした金銭は職務や聖職叙階に対して支払われたわけではない。そのようなことはシモニアとして厳しく禁止されていた。そうではなく、これらは聖職禄付与に関わる行政コストに対して支払われたのである。聖職禄の獲得に際する手続、すなわち聖職禄請願書(*supplices*)の提出から特権状(*expectatio, provisiones*)の交付および請願者(*petentes*)にとつての利用について、長期にわたって研究が行われてきた。

教皇庁の収入は劇的に上昇した。クレメンス五世のもとではボンファティウス八世の頃に比べればすでに二倍に達していたと前提することができる。クレメンス六世の治世以降、教皇の徴税官たちがヨーロッパ各地から教皇庁へと献金を送金するようになった。こうした金銭はアヴィニヨンにおける教皇宮殿の建設や、教皇領再征服のための軍事作戦に費やされた。全ヨーロッパからアヴィニオンへと流れ込み、そしてそこから大部分がさらにイタリヤへと流れていくことになる莫大な金銭の動きによって、教皇庁は金融上の重要な中心地となったのである。

しかし財務状況の改善にもかかわらず、教皇たちは当初むしろ冷静な宮廷運営を心がけていた。これはまさにヨハネス二二世およびベネディクトウス一二世の頃が該当し、ベネディクトウス一二世は教皇によって気前よく行われていた聖職禄授与さえ制限したのである。しかしそのため収入は著しく減退し、その減少幅は従来の三分の一にも及んでいた。彼の後継者クレメンス六世はかなりの派手好きな人物として知られており、前任者に比して気前よく振る舞った。彼の在位中に急進的な清貧運動との対立が激化し、フランシスコ会聖霊派の主導者たちが破門されるにいたったというのも偶然ではない。彼らは皇帝ルートヴィヒ（デア・バイヤー）からある程度の支持を得ていたが、この皇帝は長年に渡りアヴィニヨンの教皇たちと対立関係にあり、彼ら同様キリスト教信徒の共同体から締め出されていたのである。

彼の後継者グレゴリウス一世は教皇庁のローマ帰還のために再び多くの力を注いだ。そのために必要不可欠だった軍事作戦には莫大な金銭が費やされ、その結果この教皇は負債を抱えざるを得なくなった。これはクレメンス六世の下ですでに教皇官房の余剰金が切り崩されてしまっていたためである。グレゴリウスは実際一三七七年にローマ帰還を達成したが、翌年には早くも死去している。その後

史苑（第七五卷第二号）

起こった二重選挙は長期にわたる教会分裂を引き起こした。多くの研究者たちが論じてきた「大シスマ／教会大分裂」である。グレゴリウス一世の死後最初に選出された教皇ウルバヌス六世はたしかに南イタリアのアンジュー家から支持を得ることができた。しかし彼はすぐに多くのフランス人枢機卿たちの前に屈服することになる。彼らはそのうしてフランス国王の縁者クレメンス七世を選出し、この教皇は再びアヴィニオンに居を定めた。ウルバヌスとその後継者たちはイタリアおよび中部・東部・北部ヨーロッパにおいて権威を認められていた。それに対してクレメンスはフランスとスペインにおいて正当な教皇として認められたのである。すでに言及したように、先行する諸世紀にもしばしばシスマはあった。しかし今回のシスマはほぼ四〇年にも及んだのである。加えて両教皇はそれぞれ十分な規模の制度的組織を備えた固有の居所を確保していた。

度重なる仲介の試みが失敗に終わった後、一四一七年のコンスタンツ公会議においてマルティヌス五世が選出されることにより、シスマの克服が達成される。彼の後継者エウゲニウス四世は政治的に不安定なローマではなくフィレンツェに長期間滞在した。加えて彼はバーゼル公会議の挑戦を受けることになった。この公会議は教皇ではなく公

会議によって全教会を統治するために結集されたのであり、それは教皇の首位権を根本的に疑問視することへと繋がっていたのである。<sup>⑧</sup>この挑戦はニコラウス五世の下でようやく退けられた。彼の治世において教皇権は永遠の都へと戻り、この教皇が再び獲得した権力と地位は、豪華な建築計画において目に見える形とされた。「都市ローマの再建 (*instauratio urbis*)」はルネサンス期の教皇たちの主要な関心事の一つとなった。彼らは古代の芸術や文芸に極めて熱心に関わったのである。ニコラウスの後継者であり様々な建築計画を遂行した教皇ピウス二世は、ペテロの座にあった人物の中でも特に興味深く、それゆえしばしば考察対象となってきた人物の一人である。<sup>⑨</sup>当初公会議派に属した彼は著作家として大きな成功を収め、その後教会人としてのキャリアを積んでいく。教皇としての彼は、先立つ数世紀の伝統に影響を受けつつ、再度十字軍派遣に尽力したが、これが実現することはなかった。加えて彼は多くの歴史叙述を書き残しており、これらは中世末期のオーストリアおよびドイツの歴史にとって非常に重要なものである。それゆえに彼はイタリアのみならずドイツ語圏の後期中世研究者たちからも長年に渡って大きな関心が払われてきたのである。<sup>⑩</sup>

おそらくシクストゥス四世にとって芸術と文芸の振興は

むしる教皇の自己表現の手段であった。<sup>⑪</sup>とりわけ重要なのは彼の名にちなんでそう呼ばれる「システイーナ礼拝堂」の新築であり、これをもってルネサンスの盛期がローマにもたらされる。しかし教皇図書館の新築もまた同様に重要なものであり、これは名高い人文主義者バルトロメオ・プラティナによって主導された。この時期に教皇庁における「際限なき閥族主義」の時期が始まる。彼は出身家系に属する人びとを前代未聞の規模で取り立て、六人もの親族を枢機卿にした。彼の甥ジュリアーノ・デッラ・ローヴェレは続くインノケンティウス八世期の「黒幕」となった。そして一五〇三年には彼自身がユリウス二世として教皇の座に登ったのである。<sup>⑫</sup>彼の独裁的な統治スタイルに対しては教会内部から反発が起こり、一五一一年にはピサで教会会議が開催された。ユリウス二世はこれに対して自ら第五回ラテラン公会議を招集したが、その際教会改革に関する協議が開催目的とされたのである。<sup>⑬</sup>たとえ旧世代のカトリック的な教会史において彼が教会の救世主的な人物として美化されていたとしても、しかしこの「軍人教皇」が実際に改革に手を付けることはほとんどなかった。それでも彼は政治及び軍事的諸問題においては優れた手腕を発揮し、堅牢となった教会国家と比較的整えられた資産とをあとに残したのである。

彼の後継者教皇レオ一〇世はラファエロなどの芸術家を手厚く奨励し、サン・ピエトロ大聖堂の新築を推し進めた。そのため新たな収入源が開拓されたにもかかわらず、教皇庁は再び大きな負債を抱えることになる。<sup>90</sup> 売買可能な官職が新たに教皇庁に創設され、また定員が四二人まで拡充された枢機卿位について支払われる金銭もまた大きな収入となった。教皇レオ一〇世は第五回ラテラン公会議の活動を継続させ、同会議では一連の重要な改革決議がなされる。<sup>91</sup> しかしレオ一〇世の治世を特徴づける政治的な混乱のゆえに、これらが実践される余地は殆どなかった。<sup>92</sup> このメデイチ家出身の教皇は前任者たちにもまして政治の中に取り込まれていたのである。結局のところ彼はイタリアの極めて重要な君侯家門に属していたのであり、彼はその利害を守らなくてはならなかったのである。フィレンツェ、教会国家、そしてイタリア全土が、一五世紀末にはヨーロッパ諸勢力の相互対立の最前線となっていた。フランス、スペインそしてローマ・ドイツ帝国はこの地で自らの影響圏の拡大を巡って争ったのである。レオ一〇世はこの紛争において長らくフランス王国に支えられていたが、晩年になって皇帝側に鞍替えした。<sup>93</sup>

そうしてまさに帝国における様々な展開が、その後の教

皇権の歴史に決定的な影響を及ぼすことになる。同地では一五一四年、すでにマクデブルク大司教にしてハルバーシュタット司教座の管理者となっていたアルブレヒト・フォン・ブランデンブルクがマインツ大司教に選出されたのである。<sup>94</sup> 一人の司教が帝国において同時に三つの司教座を治めるといふ事態は従来ありえず、そのためローマへの通常の上納金に加えて高額の特別手数料を支払わなくてはならなかった。この支払いを行うためにアルブレヒト・フォン・ブランデンブルクは一五一七年、教皇レオ一〇世がサン・ピエトロ大聖堂の建築費用を賄うために公告していた贖宥状キャンペーンを力の限りに促進することを義務付けられたのである。この贖宥状販売に対しては周知のようにマルティン・ルターが反論を行ったが、このことが教皇権を土台から揺さぶることになったのである。<sup>95</sup>

しかし当初、ドイツの一修道士によるローマ批判言説は型破りなものではなかった。なぜなら教皇庁の財務管理のあり方はすでに長きにわたって批判の対象となっていたのである。すでに一五世紀中頃、いわゆるドイツ国民の陳情書 (Gravamina) において、様々な手数料や贖宥のためローマへと流れていた多くの金銭が激しく批判されていた。<sup>96</sup> 一五〇〇年頃にはヤーコプ・ヴィンプフェリングのよ

し、ドイツ以上にローマの搾取を受けている地域は他にない、と説明している。依然として一部の研究者たちは、ドイツ人たちが教皇庁へとりわけ多額の支払いを行っており、そのことが最終的にローマとの断絶へと導いた、という図式を前提としている<sup>97</sup>。しかし教皇庁財政に関する最新の研究が示すように、この説明は適切とは言えない。レオ一〇世の下ではスペインやフランスからも多額の金銭がローマに流れ込んでいた<sup>98</sup>。しかし当時非常に多くのフランス人聖職者たちが教皇庁を通じて教会の官職や聖職禄を得ていたのである。まさに枢機卿団においてスペイン人とフランス人が占める割合は大きく、彼らを通じてこれらの国々が教皇の政治に対し影響力を行使する可能性が開かれていたのである。この時期のおおよそにおいて、皇帝は提携相手としての重要性で劣っていた。それゆえ教皇庁に見出だされるローマ<sup>99</sup>ドイツ帝国出身の聖職者たちの数が減少していったのである。つまりレオ一〇世の治世においてドイツ人たちは決して特別に高額の上納をしていたわけではなく、その金額は標準的なものだったのだ。しかし他国民と比較した場合、ドイツ人たちが教皇による聖職差配のシステムから得られていた利益が少なかったたのであり、このことは教会ヒエラルキーのすべての階層において妥当していた。一六世紀において宗派化のプロセスが促進された

ことを、教会領域における改革の不十分さだけに帰するとはできない。ドイツ人たちが教皇庁にうまく統合されていなかったこともまた重要な原因であったが、このことは長年等閑視されてきたのである。

本稿の出発点であり「改革の時代」の始まりである一三世紀中葉においては、状況が異なっていた。当時多くの教皇たちはドイツの君主と緊密な関係を取り結んでいたのであり、あるいはレオ九世のような帝国内の貴族家系の出身者もいた。この点に関してはすでにグレゴリウス七世の下で状況が変化しているが、この時期もまだ教会の「改革」を決定的に主導するのは教皇たちであった。一二世紀以降、改革への要請はむしろ外部からもたらされるようになる。中世を通じて教皇権が達成することができたのは教皇庁における数多くの法的・行政的改革であり、これらが全教会においてもある程度の影響力を持っていたのは間違いない。こうした改革はヨーロッパの教会文化のみならず政治文化に対しても決定的な影響を与えた。文書に基づきつつ、少なくとも萌芽的な形で形式的に規定された手続をとるといふ原則は、教皇権の助けをもってラテン・キリスト教世界の多くの地域に広まったのである。これに対して教会の大規模な全般的改革は成功しなかった。それゆえ一六

世紀に大きく状況が変化すると、教皇はもはや全キリスト教徒の最高権威者であり続けることができなかつたのである。先行する教世紀においてすでにしばしば二人ないしそれ以上の教皇たちが相争っており、バーゼル公会議も教皇首位権の根拠を疑問視していた。しかしこの制度の根本的な正当性を否定したのはルターとその支持者たちが初めてだったのである。このことは確かに近代への転換期における新時代の始まりを示しているのである。

教皇権は広範囲にわたる全体改革を行いうるような可能性をそもそも持つていなかった、ということが研究者たちの間で長らく前提にされている。そのような改革のための制度的前提条件がまったく欠けていたのである。全教会の長はある種の宗教的カリスマを持ち、比較的よく整備された行政機構を用いることができたが、包括的な支配・統治構造は備えてはいなかったのだ。さらに教皇庁の政策を規定していたのは大方において、ヨーロッパ中の政治勢力や請願者が彼らに宛てた様々な問い合わせであった。文書局による書簡発給のあり方は、教皇権が多くの案件においていかに応対的に動いており、主導的に動くことがいかに稀であったかを示している。例外は大抵の場合神学上あるいは政治上の大論争であり、このことは一六世紀初頭においても明らかである。教皇庁の特殊な社会的構成ゆえに、そ

して当時の教皇庁が置かれていた政治的苦境ゆえに、適切な応答をなし得ない時間が長く続いてしまったのである。

教会「改革」から宗教「改革」へ（シムトラント）

註

- (1) Georg Schwaiger, Heinrich Leipold, Art. Papsttum, in: *Theologische Realenzyklopädie* 25 (1995), S. 647-695. 教皇制度の一部をなす「今日なお教皇を選出する役割を担う枢機卿は、中世においてすでに教皇選出に参与し、また全教会の統治においても次第に重要な役割を果たしつつあった。しかしこのことは立ち入った検証する必要がある。この問題についての最新の研究は *Geschichte des Kardinalats im Mittelalter* (Päpste und Papsttum, Bd. 39), hg. von Jürgen Dendorfer, Ralf Lützelshwab, Stuttgart 2011; Ulrich Schludi, *Die Entstehung des Kardinalkollegiums. Funktion, Selbstverständnis, Entwicklungsstufen*, Ostfildern 2014.
- (2) Klaus Herbers, *Geschichte des Papsttums im Mittelalter*, Darmstadt 2012. この本は、Thomas Frenz, *Das Papsttum im Mittelalter*, Köln u.a. 2010 年「続編と更新」の著者である。著者の論文や本を参照せよ。
- (3) Bernhard Schimmelpfennig, *Das Papsttum. Von der Antike bis zur Renaissance*, 6. bibliografisch aktualisierte Auflage, Darmstadt 2009.
- (4) Geoffrey Barraclough, *The Medieval Papacy*, London 1968 [藤崎衛記『中世教皇史』八坂書房「二〇一三年」]; Walter Ullmann, *A Short History of the Papacy in the Middle Ages*, 2. erweiterte Auflage London 1974.
- (5) Franz Xaver Seppelt, *Geschichte der Päpste. Von den Anfängen bis zur Mitte des 20. Jahrhunderts*, 2. neu bearbeitete Auflage, 5 Bde., München 1954-1964.
- (6) Leopold von Ranke, *Die römischen Päpste in den letzten 4 Jahrhunderten*, 3 Bde., Berlin 1834-1836.
- (7) Ludwig von Pastor, *Geschichte der Päpste seit dem Ausgang des Mittelalters*, 16 Bde., Freiburg im Breisgau 1886-1933.
- (8) *Enciclopedia dei papi*, hg. von Massimo Bray u.a., 3 Bde., Rom 2000.
- (9) *Handbuch der Kirchengeschichte*, hg. von Hubert Jedin, 7 Bde., Freiburg u.a. 1962-1973.
- (10) *The New Cambridge Medieval History*, hg. von David Abulafia u.a., 7 Bde., Cambridge 1995-2004.
- (11) Jürgen Miethke, Art. Reform, Reformation, III. Gregorianische Reform, in: *Lexikon des Mittelalters* 7 (1995), Sp. 545-546 以下の項目を参照せよ。この項目は Eike Wolgast, Art. Reform, Reformation, II. Reformatio im Mittelalter, in: *Geschichtliche Grundbegriffe* 5 (1994), S. 316-321 以下の項目を参照せよ。
- (12) この本は、Wilfried Hartmann, *Der Investiturstreit* (Enzyklopädie deutscher Geschichte 21), München, 3. Auflage 2007, S. 122f. 以下の項目を参照せよ。
- (13) Heinrich R. Schmitz, *Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert* (Enzyklopädie deutscher Geschichte 12), München 1992.
- (14) 先に引用した様々なシムトラントに加え、この項目は次の文献を参照せよ。Ian S. Robinson, Reform and the Church, 1073-1122, in: *The New Cambridge Medieval History. Bd. IV c. 1024-c. 1198*, hg. von David Luscombe,

Jonathan Riley-Smith (Part I), Cambridge 2004, S. 268-334.

(15) この点については、最も新しい研究の注記的研究を参照せよ。Charles Munier, *Le Pape Léon IX. et la Réforme de l'Église, 1002-1054*, Straßburg 2002.

(16) しかし「クーリア (*curia*)」なる概念が枢機卿団「行政機関」司法権を伴う教皇宮廷にいつて用いられたのは、ウルバヌス二世の治世になつたからである。この点については、皇帝の宮廷が果たしたモデルとしての役割も言及してゐる以下の論考を参照。Karl Jordan, Die Entstehung der römischen Kurie. Ein Versuch, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Kanonistische Abteilung* 28 (1939), S. 97-152.

(17) Thomas Frenz, *Papsturkunden des Mittelalters und der Neuzeit* (Historische Grundwissenschaften in Einzeldarstellungen, Bd. 2), 2. Auflage, Stuttgart 2000, S. 17.

(18) Georg Greser, *Die Synoden und Konzilien der Zeit des Reformpapsttums in Deutschland und Italien von Leo IX. bis Calixt II. 1049-1123* (Konziliengeschichte, Reihe A), Paderborn u.a. 2006; *Die Konzilien Deutschlands und Reichsitaliens 1023-1059* (Monumenta Germaniae Historica. Concilia, Bd. 8), hg. von Detlev Jasper, Hannover 2010.

(19) Hartmann, *Der Investiturstreit* (註2), S. 82f.

(20) 先行研究に関する情報は、この巻の「優位な入門書」の Rudolf Schieffer, *Papst Gregor VII. : Kirchenreform und Investiturstreit* (Beck'sche Reihe 2492),

München 2010.

(21) Uta-Renate Blumenthal, *Gregor VII. Papst zwischen Consoa und Kirchenreform* (Gestalten des Mittelalters und der Renaissance), Darmstadt 2001; Herbert E. J. Cowdrey, *Pope Gregory VII 1073 - 1085*, Oxford 1998.

(22) 同史料については以下の項目記事における包括的な文獻情報を参照。Gregorius VII papa, Registrum epistolarum, [http://www.geschichtsquellen.de/repOps\\_02510.html](http://www.geschichtsquellen.de/repOps_02510.html) (二〇一四年二月一六日最終閲覧)。

(23) 原著者によるドイツ語の訳文は Herbers, *Geschichte des Papsttums*, S. 129f. に基づく。

(24) それについてはフマンの詳論を参照。Horst Fuhrman, *Constitutum Constantini*, in: *Theologische Realenzyklopädie* Bd. 8: *Chlodwig - Dionysius Areopagita*, Berlin / New York 1981, S. 196-202. 彼はオビドゥー世紀の論争において同テクストがもつた意義を指摘している。やむに付フマンが確認しているのは、「教皇たちが「同テクスト」を利用してゐたのは「奇妙なまでに「用心深く慎重な姿勢」をとりつゝゐる」ことである。「とりつゝた姿勢は『ロンスタンティヌスの定め (Constitutum Constantini)』が備えた危険なほどの両義性によつて説明される。教皇の首位権が神によつてつくり出されたものではなく、ローマ皇帝の贈与物と思われてしまふ可能性があつたのである。」

(25) Rudolf Schieffer, *Die Entstehung des päpstlichen Investiturstreits für den deutschen König* (Monumenta Germaniae Historica. Schriften 28), Stuttgart 1981.

(26) この点については以下の特集記事における全つの主

教会「改革」から宗教「改革」へ (シムトラント)

- 張されそれを参照。Jürgen Dendorfer: Canossa - keine Wende? Mehrfachbesprechung von Johannes Fried: *Canossa. Entlarvung einer Legende. Eine Streitschrift*, Berlin 2012. Einführung, in: *Sehepunkte* 13 (2013), Nr. 1 [15.01.2013], <http://www.sehepunkte.de/2013/01/forum/canossa-keine-wende-brmehrfachbesprechung-von-johannes-fried-canossa-entlarvung-einer-legend-eine-streitschrift-berlin-2012-163/> (1101四廿111氏11六廿崎 参閱覽)。

- (㉞) Jürgen Ziese, *Wibert von Ravenna. Der Gegenpapst Clemens III. (1084-1100)* (Päpste und Papsttum, Bd. 20), Stuttgart 1982; Rudolf Schieffer, Das Reformpapsttum und seine Gegenpäpste, in: *Gegenpäpste. Ein unerwünschtes mittelalterliches Phänomen* (Papsttum im mittelalterlichen Europa, Bd. 1), hg. von Harald Müller, Brigitte Hotz, Wien u.a. 2012, S. 165-204. *Deutschen Archiv*, Bd. 69, Heft 1, s. 280-282 掲載の書評を参照。
- (㉟) Rudolf Schieffer, Gregor VII. - Ein Versuch über die historische Größe, in: *Historisches Jahrbuch* 97/98 (1978), S. 87-107, hier: S. 106.
- (㊀) Rudolf Schieffer, *Motu proprio*. Über die papstgeschichtliche Wende im 11. Jahrhundert, in: *Historisches Jahrbuch* 122 (2002), S. 27-41. 掲載の書評を Johannes Laudage, Die papstgeschichtliche Wende, in: *Papstliche Herrschaft im Mittelalter. Funktionsweisen - Strategien - Darstellungsfornen* (Mittelalter-Forschungen, Bd. 38), hg. von Stefan Weinfurter, Ostfildern 2012, S. 51-68 参りて参閱。

参りて参照。

- (㊁) Alfons Becker, *Papst Urban II. (1088-1099)* (Monumenta Germaniae Historica. Schriften 19), 3 Bde., Stuttgart 1964-2012.
- (㊂) Glauco Maria Cantarella, *La costruzione della verità. Pasquale II, un papa alle strette* (Istituto storico Italiano per il medio evo. Studi storici, Fasc. 178-179), Rom 1987; Glauco Maria Cantarella, *Pasquale II e il suo tempo* (Nuovo Medioevo, Bd. 54), Neapel 1997; Glauco Maria Cantarella, Pasquale II, un mito, una storia, in: *1106. Il Concilio di Guastalla e il mondo di Pasquale II*, hg. von Glauco Maria Cantarella, *Daniela Romagnoli*, Alessandria 2006, S. 3-17.
- (㊃) Beate Schilling, Ist das Wormser Konkordat überhaupt nicht geschlossen worden?, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 58 (2002), S. 123-191.
- (㊄) Beate Schilling, *Guido von Vienne - Papst Calixt II.* (Monumenta Germaniae Historica. Schriften, Bd. 45), Hannover 1998; Mary Stroll, *Calixtus II (1119-1124). A Pope Born to Rule* (Studies in the History of Christian Traditions, Bd. 116), Leiden / Boston 2004. 後掲の書評を参りて参閱 *Deutsches Archiv* 62 (2006), S. 321f. の掲載やたゞのトート・シムトラントの批判的書評を参照せよ。
- (㊅) Georg Gresser, Concilium Lateranense I, 1123, in: *The General Councils of Latin Christendom. Bd. 2.1: From Constantinople IV to Pavia-Siena (869-1424)* (Conciliorum oecumenicorum generaliumque decreta, Bd. 2.1), hg. von



- Sommerlechner, 2 Bde., Rom 2003; John C. Moore, *Pope Innocent III. (1160-1216). To Root Up and to Plant*, Notre Dame 2009.
- (46) Peter Landau, Innozenz III. und die Dekretalen seiner Vorgänger, in: *Innocenzo III - Urbs et orbis* (註49) S. 175-199.
- (47) 上の点については次の基礎研究を見よ。Peter Herde, *Audientia litterarum contradictarum. Untersuchungen über die päpstlichen Justizbriefe und die päpstliche Delégationsgerichtsbarkeit vom 13. bis zum Beginn des 16 Jahrhunderts* (Bibliothek des deutschen historischen Instituts in Rom, Bd. 31-32), 2 Bde., Tübingen 1970.
- (48) Agostino Paravicini Bagliani, *Il corpo del papa* (Biblioteca di cultura storica, Bd. 204), Turin 1994. ※ 本書の著者や参照せよ。Sandro Carocci, Mobilità papale e territorio. Problemi di metodo e di interpretazione, in: *Itineranza pontificia. La mobilità della curia papale nel Lazio (secoli XII-XIII)* (Nuovi studi storici, Bd. 61), hg. von Sandro Carocci, Rom 2003, S. 81-100.
- (49) Patrick Zutshi, Innocent III and the Reform of the Papal Chancery, in: *Pope Alexander III (1159-81)*, (註50) S. 84-101.
- (50) インノケンティウス三世の書簡登記簿についてはその記事における詳細な情報を見よ。Innocentius III papa, Epistolae, [http://www.geschichtsquellen.de/re-opus\\_02951.html](http://www.geschichtsquellen.de/re-opus_02951.html) (二〇一四年一月十六日最終閲覧)。
- (51) Antonio García y García, Alberto Melloni, Concilium Lateranense IV. 1215, in: *The General Councils* Bd. 2, 1 (註51) S. 151-204.
- (52) John Gilchrist, The Lords War as the Proving Ground of Faith. Pope Innocent III and the Propagation of Violence (1198-1216), in: *Crusaders and Muslims* (註52) S. 65-83; Alfred J. Andrea, John C. Moore, A Question of Character. Two Views on Innocent III and the Fourth Crusade, in: *Innocenzo III - Urbs et orbis. Atti del Congresso Internazionale Romana, 9-15 settembre 1998* (Miscellanea della Società Romana di Storia Patria, Bd. 44, 1-2 = Nuovi studi storici, Bd. 55, 1-2), hg. von Andrea Sommerlechner, Rom 2003, S. 525-585.
- (53) Pierre-Vincent Claverie, *Honorius III et l'Orient (1216 - 1227). Étude et publications de sources inédites des Archives Vaticanes* (The Medieval Mediterranean, Bd. 97), Leiden u.a. 2013; Thomas W. Smith, *Pope Honorius III and the Holy Land Crusades, 1216-1227. A Study in Responsive Papal Government* [im Druck].
- (54) Gregorio IX e gli ordini mendicanti (Atti dei Convegni della Società internazionale di studi francescani e del Centro interuniversitario di studi francescani. Nuova serie, Bd. 21), Spoleto 2011.
- (55) Wolfgang Schenkluhn, *San Francesco in Assisi, Ecclesia specialis. Die Vision Papst Gregors IX. von einer Erneuerung der Kirche*, Darmstadt 1991, S. 176.
- (56) 上の点については Alberto Melloni, *Innocenzo IV. La concezione e l'esperienza della cristianità come regimen unitus*

- personae* (Testi e ricerche di scienze religiose. Nuova serie, Bd. 4), Genua 1990 宗眼4°.
- (15) Werner Maleczek, Gregor IX. als Kanonist und als Gesetzgeber religiöser Orden, in: *Gregorio IX e gli ordinamenti* (註5) S. 123-193.
- (16) Arja Larson, Kenneth Pennington, Concilium Lugdunense I, 1245, in: *The General Councils* Bd. 2, 1 (註4) s. 205-245 Vito Piergiovanni, Innocenzo IV legislatore e commentatore. Spunti tra storiografia, fonti e istituzioni, in: *Gli inizi del diritto pubblico* Bd. 2: *Da Federico I a Federico II - Die Anfänge des öffentlichen Rechts* Bd. 2: *Von Friedrich Barbarossa zu Friedrich II* (Annali dell'Istituto storico italo-germanico in Trento. Contributi, Bd. 21), hg. von Gerald Dierker und Diego Quaglioni, Bologna / Berlin 2009, S. 195-222.
- (17) ハルネゴトシキズエのウチハサートの情報を見よ° <http://www.geschkult.fu-berlin.de/fmjarbeitsbereiche/abthumser/elemons.html> (二〇一四年十一月十六日最終閲覧).
- (18) Martin Kaufhold, *Deutsches Interregnum und europäische Politik. Konfliktlösungen und Entscheidungsstrukturen 1230 - 1280* (Monumenta Germaniae Historica. Schriften, Bd. 49), Hannover 2000, S. 417-424.
- (19) Andreas Fischer, *Kardinalie im Konklaue. Die lange Sedisvakanz der Jahre 1268 bis 1271* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, Bd. 118), Tübingen 2008.
- (20) Alberto Melloni, *Das Konklaue. Die Papstwahl in Geschichte und Gegenwart*, Freiburg u.a. 2002.
- (21) Burkhard Roberg, Concilium Lugdunense II, 1274, in: *The General Councils* Bd. 2, 1 (註5) S. 247-358.
- (22) Burkhard Roberg, Der konziliare Wortlaut des Konklaue-Dekrets "Ubi periculum" von 1274, in: *Annuario historiae conciliarum* 2 (1970), S. 231-262.
- (23) とりわけペーター・ホルテがこの「天使教皇」の研究に取り組んでくる。一九八一年に刊行された彼の関連著書は数年前にイタリア語に翻訳されたが、その際文献情報がアンペーネートやペッソ° Peter Herde, *Celestino V (Pietro del Morrone) 1294. Il papa angelico*, hg. von Quirino Salomone, L'Aquila 2004. 4の新しい研究では Die ältesten Viten *Papst Celestins V. (Peters von Morrone)* (Monumenta Germaniae Historica. Scriptores rerum Germanicarum. Nova series 23), hg. von Peter Herde, Hannover 2008 2見よ°
- (24) 例えは以下の論集を見よ° Agostino Paravicini Bagliani, *Il potere del papa. Corporata, autorappresentazione, simboli* (Millennio medievale). Strumenti e studi, Bd. 21), Florenz 2009.
- (25) Agostino Paravicini Bagliani, *Boniface VIII. Un pape hérétique?*, Paris 2003. 6の註記や7の裁判官論議を見よ° Rezension von Tilmann Schmidt, in: *Deutsches Archiv* 62 (2006), S. 328f.
- (26) Michele Maecarrone, L'indulgenza del Giubileo del 1300 e la Basilica di San Pietro, in: *Roma anno 1300. Atti della 4 Settimana di studi di storia dell'arte medievale*

教会「改革」から宗教「改革」へ（シムトランク）

- dell'Università di Roma "La Sapienza", (19 - 24 maggio 1980), hg. von Angiola Maria Romanini, Rom 1983, S. 731-752.
- (69) Emanuele Conte, La bolla "Uram Sanctam" e i fondamenti del potere papale fra diritto e teologia, in: *Bonifacio VIII, i Caetani e la storia del Lazio*, Rom 2004, S. 43-61; Karl Uhl, Die Genese der Bulle *Uram sanctam*, Anlass, Vorlagen, Intention, in: *Politische Reflexion in der Welt des späten Mittelalters* (Studies in Medieval and Reformation Traditions, Bd. 103), hg. von Martin Kaufhold, Leiden u.a. 2004, S. 129-149.
- (70) Patrick Zutshi, The Avignon Papacy, in: *The New Cambridge Medieval History*, Bd. VI: c.1300-c.1415, hg. von Michael Jones, Cambridge 2000, S. 653-673 以下の概観を見よ。最近の社会史・文化史的な研究のなかで、次の文献に言及しつつおきたい。Stefan Weiß, *Die Versorgung des päpstlichen Hofes in Avignon mit Lebensmitteln (1316-1378)*, *Studien zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte eines mittelalterlichen Hofes*, Berlin 2002; *La Vie culturelle, intellectuelle et scientifique à la cour des papes d'Avignon* (Textes et études du Moyen Age, Bd. 28), hg. von Jacqueline Hamesse, Turnout 2006.
- (71) ⅴの教皇の治世に関する最近の文献として Sebastian Zanke, *Johannes XXII., Avignon und Europa. Das politische Papsttum im Spiegel der kurialen Register (1316-1334)*, Leiden u.a. 2013 を参照<sup>69</sup>。
- (72) 例えは次の論集の副題を見よ。 *Le fonctionnement administratif de la papauté d'Avignon. Aux origines de l'état moderne* (Collection de l'École Française de Rome, Bd. 138), Rom 1991.
- (73) Frenz, *Papstarkunden*, S. 63.
- (74) 二〇一四年二月にケルナー・ブレヒテック (Werner Maleczek) の主催で行われたコンスタンツ中世研究グループの研究集会は「ローマ教皇庁と金銭。一二世紀中葉から一四世紀初頭まで」をテーマを掲げつけた。ⅴの集会の成果はそれぞれ『講演と研究 (Vorträge und Forschungen)』から刊行されている。その他 Agostino Paravicini Bagliani, *Per una storia economica e finanziaria della corte papale preavignonese*, in: *Gli spazi economici della chiesa nell'occidente mediterraneo (secoli XII-metà XIV)*, Pistoia 1999, S. 19-42 を見よ。
- (75) Stefan Weiß, *Rechnungswesen und Buchhaltung des Avignoneser Papsttums (1316-1378). Eine Quellenkunde* (Monumenta Germaniae Historica. Hilfsmittel 20), Hannover 2003.
- (76) ⅴのⅴと関連する古典的研究に数えられるのが Andreas Meyer, *Zürich und Rom. Ordentliche Kollatur und päpstliche Provisionen am Frau- und Grossmünster, 1316-1523* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, Bd. 64), Tübingen 1986 を参照<sup>70</sup>。最近の研究として、Barbara Bombi, *Der Geschäftsgang der Suppliken im ersten Viertel des 14. Jahrhunderts. Einige Beispiele anhand des Registers des Kurienprokurators Andrea Sapii*, in: *Archiv für Diplomatik*

- matik 51 (2005), S. 253-283; Barbara Bombi, Petitioning between England and Avignon in the first half of the fourteenth century, in: *Medieval Petitions*, hg. von W. Mark Ormrod, Gwilym Dodd, Anthony Musson, Woodbridge u.a. 2009, S. 64-81.
- (77) マルティン・ルターの基礎研究を思ふ<sup>4</sup>。Christiane Schuchardt, *Die päpstlichen Kollektoren im späten Mittelalter* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, Bd. 91), Tübingen 2000.
- (78) Diana Wood, *Clement VI. The Pontificate and Ideas of an Avignon Pope* (Cambridge Studies in Medieval Life and Thought, Series 4, Bd. 13), Cambridge 1989.
- (79) Georg Strack, Doppelzüngeige Phrasendrescherei? Die Konsistorialansprachen Papst Clemens VI. gegen Ludwig den Bayern in: *Ludwig der Bayer (1314-1347). Reich und Herrschaft im Wandel*, hg. von Hubertus Seibert, Regensburg 2014, S. 413-433.
- (80) Stefan Weiß, Kredite europäischer Herrscher für Gregor XI. zur Finanzierung der Rückkehr des Papsttums von Avignon nach Rom, in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 77 (1997), S. 176-205.
- (81) *A Companion to the Great Western Schism (1378-1417)* (Brill's Companions to the Christian Tradition, Bd. 17), hg. von Joëlle Rollo-Koster, Thomas M. Izbicki, Leiden u.a. 2009.
- (82) Philip H. Stump, Concilium Constantiense, in: *The General*

*Councils* Bd. 2, 1 (註文) S. 517-629; Walter Brandtmüller, *Das Konzil von Konstanz 1414 - 1418* (Konziliengeschichte. Reihe A. Darstellungen), 2. Bde, 2. Auflage, Paderborn u.a. 1999. ルーメンタの観点で立てられたことが明白なものの著作でマルティン以下の書評を見よ。Rezensionen von Jürgen Miethe, in: *Deutsches Archiv* 47 (1991), S. 692-695 und 56 (2000), S. 313f.

(83) Joachim Steber, Concilium Basiliense, 1431-1449, in: *The General Councils of Latin Christendom. Bd. 2: From Basel to Lateran V (1431-1517)* (Conciliorum oecumenicorum generaliumque decreta Bd. 2.2), hg. von Joachim Steber u.a., Turnhout 2013, S. 667-1157.

(84) この記事を符々の包括的な記述を見よ。Pius II papa, [http://www.geschichtsquellen.de/rep/Pers\\_118594702.html](http://www.geschichtsquellen.de/rep/Pers_118594702.html) (二〇一四年二月十六日最終閲覧)。

(85) 最新の大規模な史料編纂計画でマルティン以下の記事に符々の記述を見よ。Pius II papa, [http://www.geschichtsquellen.de/rep/Opus\\_01795.html](http://www.geschichtsquellen.de/rep/Opus_01795.html) (二〇一四年二月十六日最終閲覧)。

(86) この点でマルティン・ケムント・リーの研究を見よ。Egmont Lee, *Sixtus IV and Men of Letters* (Temi e testi, Bd. 26), Rom 1978. 加えて、その後刊行された以下の論文集を参照されたこと。Sisto IV. *Le arti a Roma nel primo Rinascimento*, hg. von Fabio Benzi, Rom 2000.

(87) Marco Pellegrini, Das Kardinalskolleg von Sixtus IV. bis Alexander VI. (1471-1503), in: *Geschichte des Kardinalats im Mittelalter* (Päpste und Papsttum 39), hg. v. Jürgen

- Dendorfer, Ralf Lützeltschwab, Stuttgart 2011, 399-445.
- (88) Christine Shaw, *Julius II. The Warrior Pope*, Oxford 1996.
- (89) Nelson Minnich, *Concilium Lateranense V*, 1512-1517, in: *The General Councils* Bd. 2, 2 (註88) S. 1317-1455.
- (90) Thomas Frenz, *Die Kanzlei der Päpste der Hochrenaissance (1471-1527)* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, Bd. 63), Tübingen 1986, S. 199-201.
- (91) Remigius Bäumer, Leo X. und die Kirchenreform, in: *Papsttum und Kirchenreform. Historische Beiträge. Festschrift für Georg Schwaiger zum 65. Geburtstag*, hg. von Manfred Weitlauff, Karl Hausberger, St. Ottilien 1990, S. 281-299.
- (92) Maurizio Gattoni, *Leone X e la geo-politica dello stato pontificio (1513-1521)* (Collectanea Archivi Vaticani 47), Vatikanstadt 2000, S. 249-258.
- (93) Götz-Rüdiger Tewes, Die Medici und Frankreich im Pontifikat Leos X. Ursachen, Formen und Folgen einer Europa polarisierenden Allianz, in: *Der Medici-Papst Leo X. und Frankreich. Politik, Kultur und Familiengeschäfte in der europäischen Renaissance* (Spätmittelalter und Reformations. Neue Reihe 19), hg. von Götz-Rüdiger Tewes, Michael Rohmann, Tübingen 2002, S. 11-116.
- (94) Diarmaid MacCulloch, *Die Reformation 1490-1700*, aus dem Englischen von Helke Voß-Becher u.a., München 2008.
- (95) Erwin Iserloh, Martin Luther und der Aufbruch der Reformation (1517-1525), in: *Handbuch der Kirchengeschichte. Band IV: Reformation, Katholische Reform und Gegenreformation*, hg. von Hubert Jedin, Freiburg u.a. 1967, S. 3-114.
- (96) Götz-Rüdiger Tewes, *Die römische Kurie und die europäischen Länder am Vorabend der Reformation* (Bibliothek des Deutschen Historischen Instituts in Rom, Bd. 95), Tübingen 2001.
- (97) 施文均 MacCulloch, *Die Reformationen* (註95) S. 79-82, 86, 89.
- (98) Tewes, *Die römische Kurie*, S. 89-91.
- (99) Colin Morris, *The Papal Monarchy: The Western Church from 1050 to 1250*, Oxford 1989, S. 212-213.
- (ニコトランソ大学歴史学科助教／訳者・東京大学大学院総合文化研究科特任研究員)

本稿は、二〇一四年九月十日に、立教大学池袋キャンパス一四号館六階D六〇一教室でおこなわれた、ゲオルク・シュトラック博士による講演「グレゴリウス『改革』から宗教『改革』へ 盛期・後期中世の教皇権」(Von der Reform zur Reformation. Das Papsttum im Hoch- und Spätmittelalter) の翻訳である。本講演は、日本の聴衆のためにシュトラック博士に近年の研究を紹介を兼ねて特別に用意していただいた内容である。当日も翻訳原稿を配付したが、その後、詳細な文献註をつけた原稿をシュトラック博士より送付していただいたので、そちらを原本とした。西洋中世にとって教皇の存在は特別である。本邦での古典的理解に従うならば、皇帝と教皇は、それぞれ世俗面と精神面において、いずれも国境なき普遍的支配を可能とする存在であった。しかし実際のところ、皇帝は主としてドイツ国内においてのみの支配者たらざるを得ないことがほとんどであった。それに対して教皇は、物理的抑止力ではなく精神的抑止力をもって、ヨーロッパ全体の世俗君主に対し干渉をおこなった。そうだとするならば、各国単位の

歴史ではないヨーロッパ史を理解するにあたって、教皇の存在を抜きに想起することはできないはずである。とはいえ実のところ、日本における教皇研究は、教皇権は中世権力の楕形的構造の一方の極であるとの堀米庸三の主張が広く認知されていたにもかかわらず、その認知を反映するだけの十分な厚みを持った研究史を蓄積してこなかった。野口洋二『グレゴリウス改革の研究』(創文社、一九七八年)、関口武彦『教皇改革の研究』(南窓社、二〇一三年)、藤崎衛『中世教皇庁の成立と展開』(八坂書房、二〇一三年)といった重厚な研究に加えて(とはいえうち二冊がグレゴリウス改革に関わるテーマであること自体、関心の偏りを証明している)、西川洋一、甚野尚志、山辺規子、渡辺浩、千葉敏之らによる論考がわれわれの蒙を開きつつあるが、全体を見渡すというにはほど遠い状況にはかわりない。シュトラック博士のこの講演録は、古典的な筋道を提示するバラクロウ(藤崎衛訳)『中世教皇史』(八坂書房、二〇一二年)とあわせて、今後展開が望まれる教皇庁研究の導入となることが期待される。

シュトラック博士の講演録は、専門的モノグラフではなく、とりわけ近年のドイツ語圏の研究動向に基づいた、中世盛期・後期の教皇庁史を主要な教皇の改革行為に焦点をあてて概観したものである。古典的なアプローチであるが、

教会「改革」から宗教「改革」へ（シュトラック）

冒頭にあるように「聖俗両面」にわたる君主としての教皇という理解を採用する点は、堀米らの立場とは大きく異なる。シュトラック博士の見取り図で主張される要点のひとつは、グレゴリウス改革にせよその後の制度改革などにせよ、教皇自身が主導的にすすめたというよりも、周囲の要請に応じて応じた結果であるという点である。「中世を通じてみれば、教皇による書簡ないし文書の発給は誰かに請願されたときに限られるのが通例であった」との主張は、今後、中世社会における教皇庁の立ち位置を考える際に大きな争点となり得るだろう。近年世俗君主の統治権力に対しても、諸侯の同意があつて初めて発動されることを理由にその絶対性を相対化する研究動向が強まっているが、教皇研究も同様の道筋にあると言えるのかもしれない。それに加えて、博士が浮き彫りとする、常に改革を志向する教皇庁の姿は、グレゴリウス改革からインノケンティウス三世にいたる教皇権の上昇曲線が、その後ポニファティウス八世以降の下降曲線にいたるといふ教科書的図式にも留保を求めらるだろう。十字軍、財政、居所、芸術との関係など、脚注に上げられた文献の紹介も含めて、教皇権像の革新に十分に寄与する内容である。

ゲオルク・シュトラック博士は、一九七七年、オーストリアのオーベルンドルフに生まれた。ルートヴィヒ・マク

シミリアン・ミュンヘン大学で修士号を取得し、二〇〇八年には、クラウディア・メルテル教授の指導のもと、同博士課程を修了した。学位請求論文は人文主義者トーマス・ピルクハイマーの知的側面をあつかつたものであり、すでに刊行されている (*Thomas Pruckheimer (1418-1473). Gelehrter Rat und Frühhumanist (Historische Studien 496), Husum 2010*)。二〇一一年より指導教員であつたメルテル教授の助手としてミュンヘン大学に勤務する一方、教授資格論文 (*Perzeption und Imagination politischer Redekultur im Mittelalter. Reden und Predigten der Päpste (11.-14. Jahrhundert)*) の脱稿を間近に控えている。また、人文主義者に関するインテレクチュアル・ヒストリーから教皇による公的説教の解説へとテーマをうつしたシュトラック博士は、パラヴィチーニ・バリアーニ教授のような大御所から若手にいたる中世後期の教皇宮廷に関心のある研究者を糾合して、ドイツ学術基金の援助を受けた研究プログラム (*Stilus curiae. Spielregeln der Konflikt- und Verhandlungsführung am Papsthof des Mittelalters (12.-15. Jahrhundert)*) を主催している。今後、教皇庁研究の中心人物の一人として学会を導くはずである。

博士は、小澤を受け入れ教員とする二〇一四年度立教大

学招聘研究員として、九月二日より一四日まで立教大学池袋キャンパスに滞在した。九月一〇日に行われた本講演には、本学の関係者ほか、佐藤彰一（名古屋大学名誉教授・学士院会員）や赤江雄一（慶應義塾大学助教）といった専門家、そのほか教皇研究に関心のある一般の方が数多く出席され、英語、ドイツ語、日本語が飛び交う活発な討議を行うことができた。予想外の盛り上がりにはシュトラック博士も驚いたようである。また一二日（金）には、「ネットワークのなかの中世教皇制 ヨーロッパの内部と外部」(Medieval Papacy in Its Network: Europe Inside and Outside) というやややかな国際ワークショップもとりおこなった。中世教皇に関する日本で初めての英語による国際会議である。ヨーロッパの外部世界と教皇とのつながりに軸足を置いて構成された会議において、藤崎衛（東京大学）、木崎孝嘉（東京大学）、櫻田宗紀（東京大学）といった若手研究者をシュトラック博士に紹介しえたことに加え、今後とも、教皇庁研究においてシュトラック博士のグループとの連携をとる約束を得ることができたのは大きな成果である。実際、二〇一五年にドイツで行われる国際会議に、我々のグループから藤崎を招待していたべく内諾もすでに得ており、その次の日本における国際会議についても現在準備中である。

史苑（第七五卷第二号）

シュトラック博士はややシャイでありながら、既に述べたドイツ学術基金プロジェクトのリーダーをつとめているように、若手をまとめる立場にもある。きまじめで誠実なシュトラック博士の性格は、独立心の強いアカデミシヤンの世界において、多くから信頼を得ている証左でもある。偶然ながら、講演会の当日はシュトラック博士の誕生日であったため、有志とともに、池袋のレストランでパーティーを開催した。一二日の国際ワークショップ後の懇親会もあわせて、わたしたちは博士との知的な時間を十分に愉しむことができた。

翻訳を担当したのは、シュトラック博士の友人でもある菊地重仁（東京大学特任研究員）である。菊地氏に感謝するとともに、翻訳許可をいただいたシュトラック博士にも御礼を申し上げたい。なお、本文のチェックには、教皇庁研究の専門家である藤崎衛（東京大学助教）の手を煩わせた。心より御礼申し上げたい。なお立教大学での博士の公開講演会の開催と本講演の刊行にあたっては、小澤も研究分担者をつとめる科学研究費補助金（基盤B）「中世盛期教皇庁の統治戦略とヨーロッパ像の転換」（課題番号25284144、研究代表者・池上俊一・東京大学）の援助を得て行われたこともここに記しておく。

（本学文学部准教授）